



定額給付金と子育て応援特別手当の手続きが始まります

10月13日までに忘れず申請を

◆受付期間

4月13日(月)
~10月13日(火)

町では、定額給付金と子育て
応援特別手当の支給手続きを開
始します。

住民への生活支援と地域の経
済対策を目的に給付する「定額
給付金」と、幼児期の子育て家
庭を応援するため、小学校就学
前3年間の第2子以降のお子さ
んを対象とした「子育て応援特
別手当」。どちらも給付を受け
るためには世帯主による申請が

必要となります。

4月上旬に申請書と返信用封
筒を各世帯に郵送します。で、
必要事項を記入し、期限までに
提出してください。

申請忘れは辞退扱いに

申請しないまま受付期限を過
ぎてしまった場合は、給付金と
特別手当を辞退したとみなされ
て支給が受けられなくなります
ので、給付を希望する方は忘れ

ずに申請してください。

給付の方法

給付は平成21年2月1日を基
準日とし、この日に住民登録し
ていた市町村から支払われます。
従って2月2日以降に町外か
ら転入した方は転入前の住所地
から、2月2日以降に町外へ転
出した方は山田町から給付され
ることになります。

給付は原則口座振り込み

給付の方法は原則として口座
振り込みとし、世帯全員分を世
帯主にまとめてお支払いします。
本町に外国人登録している方へ
は、対象者本人に給付します。

申請から入金までは、申請書
を確認してから振り込みの手続
きを行いますので、2週間から
1カ月程度かかる予定です。ま
た、ゆうちよ銀行口座への振り
込みは、ほかの金融機関よりも
さらに3週間程度遅れますので、
あらかじめご了承ください。

現金での受け取りも可能

金融機関の口座をお持ちでな

◆対象者と支給金額

●定額給付金

▷対象者 基準日(平成21年2月1日)現在、
次のいずれかに該当する人

- 1 町内に住民登録がある人
- 2 町内に外国人登録がある人(短期滞在者
や在留資格がない方は除きます)

▷支給金額 1人につき**12,000円**

※ただし65歳以上(昭和19年2月2日以前生
まれ)と18歳以下(平成2年2月2日以降
生まれ)は1人につき**20,000円**

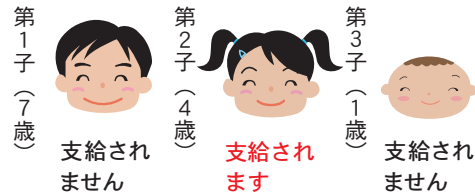
●子育て応援特別手当

▷対象者 3歳~18歳の子供(平成2年4月
2日~平成17年4月1日生まれ)が2人以
上いる世帯で、3歳~5歳(平成14年4月
2日~平成17年4月1日生まれ)の第2子
以降の子供

※ここでの第2子とは、18歳以下の子供の
うち、上から2番目のお子さんのことです。
18歳以上の方は、ご兄弟であっても第1子
としては数えません。

▷支給金額 対象者1人につき**36,000円**

◆支給例(7歳~1歳の3人兄弟の場合)



3歳~18歳のお子さんが3人いるので支給
対象世帯ですが、第2子以降で3歳~5歳
のお子さんに支給されますので、この場合の支
給額は1人分36,000円となります。

※対象となる子供と第1子が別居している場
合は、申請書をお送りできません。保険証
など扶養していることが確認できる書類を
定額給付金事務室へご持参の上、申請して
ください。